

宮城県青年技能者表彰要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、積極的に技能、技術の研さんしに精励している若年の技能者を表彰することにより、若年の技能者の職業と生活に誇りと意欲を生み出すとともに、技能者の地位及び技能水準の向上を図り、もって次代を担う産業人の育成に寄与することを目的とする。

(表彰者及び被表彰者)

第2 表彰は、知事が、県内の事業所に勤務する者（被雇用者のほか、家族従業者及び自営業者を含む。）であつて、次の各号の全てに該当する者について行う。

- (1) 優れた技能を有する者
- (2) 現に表彰に係る技能を要する職業に従事している者
- (3) 勤務成績、日常生活等で他の技能者の模範と認められ、人格等においても優れている者、また、過去において禁固以上の刑に処されたことのない者
- (4) 年齢が満40歳未満の者

(表彰の方法等)

第3 表彰は、年1回、賞状及び青年技能章を授与して行うものとする。

2 賞状の様式は、別記様式のとおりとする。

3 青年技能章は徽章とし、その形状及び制式は別表のとおりとする。

(被表彰者の選定)

第4 表彰を受けるものは、20人程度とし、市町村長、宮城県職業能力開発協会長、宮城県技能士会連合会長又は各職種別団体の長が推薦した者のうちから、知事が選定する。

知事は、前項の規定により選定を行うに当たって必要があるときは、有識者の意見を聞くものとする。

(表彰状等の返納)

第5 知事は、第3に規定する賞状及び青年技能章を授与された者が、禁固以上の刑に処され、又は被表彰者としてふさわしくない非行のあったときは、これを返納させることができる。

(その他)

第6 この要綱に定めるもののほか、この表彰の実施に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年7月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年11月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年6月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年7月4日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別記様式（第3第2項関係） 賞状の様式

（職種名） 賞状
（被表彰者氏名） 様
あなたは優れた技能をもつて
他の模範として技能者の地位の向上
及び産業の発展に貢献されました
よつて宮城県青年技能者として
賞します

年 月 日

宮城県知事（氏名）印

賞状の大きさは、日本工業規格A3（297mm×420mm）とする。

別表（第3第3項関係） 徽章の形状及び制式

青年技能章（徽章）の形状	青年技能章（徽章）制式	
表 面	地 質	金属
	大きさ	直径15ミリメートル
	文字の部	金メッキ仕上げ
裏 面	文字のバックの部	銀古美仕上げ
	外輪の部	銀メッキみがき仕上げ
	裏 面	銀メッキみがき仕上げ